

第 2 回検討会における委員の主な意見

《喫煙室の定員・面積に係る適正水準について》

- ・ 顧客による使用を念頭に従業員数を超える定員を設定し、従業員が 1 人などであっても、助成金が上限(200 万円)近くまで交付されている案件は、顧客サービスの側面が重視されているのではないかと。このような事案をどこまで許容するかについて、労働安全衛生法の趣旨に照らして判断する必要があるのではないかと。
- ・ 喫煙室の利用人数当たりの面積の上限や喫煙室の定員上限等を画一的に決められるのかどうか、業種による喫煙室利用法の差異(例・休憩時間の取り方の違いなど)や、建物の構造上難しい状況などをうまく飲みこんだ上で、検討する必要があるのではないかと。
- ・ 顧客が利用する喫煙室であっても、助成金はそこを利用する従業員数を基準として上限を決めれば良いのではないかと。

《喫煙室の面積あたりの助成金額の適正水準について》

- ・ 単位面積当たり 30 万～35 万円までのところで大方の申請案件が当てはまっていることから鑑みて、このあたりを線引きのイメージとするのが妥当ではないかと。
- ・ 上限額については、平均的な相場の幅から上乗せして、どこまでの幅を持たせるのか、またその場合の条件をどうするかを考え指針を作る必要があるのではないかと。
- ・ 申請案件の助成金額の判断基準については、都道府県労働局における審査等、実際の運用上の観点を考慮して単純明快なものとし、一方で、個別の理由として合理的なものがあれば例外も認めうるという指針とすることを検討できないかと。
- ・ 適切な価格水準で設置しているような事例など、相場をある程度示せないかと。

《受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用について》

- ・ 飲食業、宿泊業に対して、従業員の受動喫煙防止対策の現状や助成金を利用するにあたっての問題点などを明らかにするようなアンケートを行い、実態把握をする必要があるのではないかと。
- ・ 具体的には、助成金額についてもし上限を設けるとしたら何か問題となるのか(例・定員の問題なのか、面積の問題なのか、工事費の問題なのか等)、明らかとなるような質問項目としたアンケートを行うことが必要ではないかと。